

大村市立萱瀬小学校いじめ防止基本方針

【 学校基本方針の目的 】

いじめの問題への対策を学校、家庭、地域社会が一丸となって進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定されたいじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容等を明らかにする。

(定義) 第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ防止対策推進法より 抜粋

【 めざす児童・生徒像 】

- 1 心豊かで思いやりのある子ども
- 2 よく考えてやりぬく子ども
- 3 たくましい体と実践力のある子ども
- 4 郷土を愛する子ども

【 いじめ対策委員会 】

【校内】 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学級担任（関係職員）・養護教諭・心の教室相談員

必要に応じて参加

【校外】 大村市教育委員会・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・医師・保護者・学校評議員・学校支援会議員・民生委員・児童委員等

【 P T A 及び関係機関等との連携 】

- P T A 総会や学級懇談会等で、「学校いじめ防止基本方針」について説明する。いじめ問題を認知したら、保護者会を開催し、内容について説明する。必要な場合には、教育委員会、市こども政策課、市こども家庭課、スクールソーシャルワーカー、警察などと協議会を設定する。その場合、個人情報やプライバシーの問題に十分配慮する。
- 「萱瀬っ子宣言」の作成のための、代表委員会の実施など、児童にも取り組ませる。

《 いじめ問題への取組 》

【 いじめの防止 】

- いじめを生まない学校づくり
 - ア 校内体制の確立
 - イ 教師の指導力の向上
 - ウ 人権意識と生命尊重の態度の育成
 - エ 道徳性を養う道徳教育の充実
 - オ 豊かな情操を培う体験活動の充実
 - カ 子どもの自己肯定感や自己有用感の育成
 - キ 子どもの自己指導能力の育成
 - ク 学校として特に配慮が必要な児童（発達支援、帰国子女、性同一性障害、性的指向・性自認、自然災害等被災児童、原子力発電所事故避難児童）
 - ケ 家庭・地域、関係諸機関との連携強化
 - コ 学校基本方針の周知
 - サ 学校基本方針による取組の評価

【 いじめの早期発見 】

- 教職員による観察や情報交換
- 定期的・必要に応じたアンケートや個人面談等の実施
- 教育相談体制の整備
- 情報の収集
- 相談機関等の周知

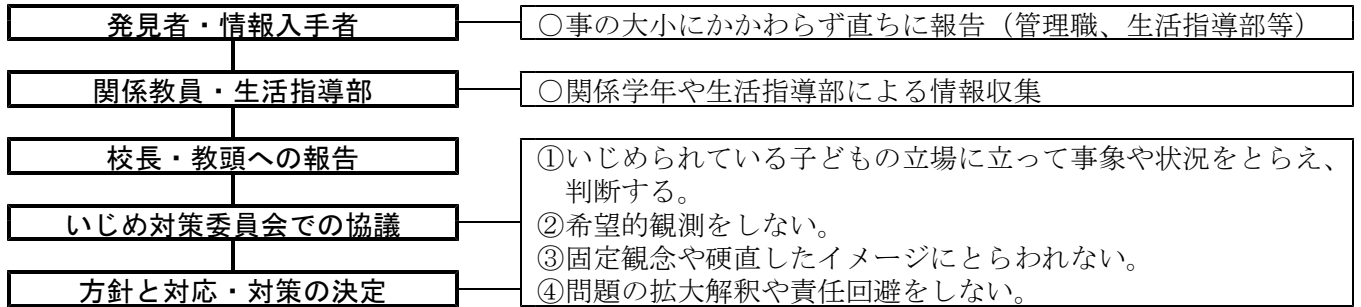
【 いじめに対する措置 】

- いじめの発見や相談を受けたときの対応
 - ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
 - ・ 児童・保護者からいじめの相談や訴えがあった場合、真摯に傾聴する。
 - ・ 早い段階から、的確に関わる。いじめられた児童や、いじめを知らせてきた児童の安全を確保する。正確かつ迅速な事実関係の把握に努める。事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- 組織的な対応
 - 「いじめ対策委員会」で情報を共有し、速やかに指導・支援体制を組み、組織的な対応を行う。
- いじめられた児童・保護者への支援
 - ・ 事実関係を傾聴する。
 - ・ 心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守るための対応をする。
 - ・ 家庭訪問等により保護者に対し確かな情報を迅速に伝え、今後の対応について保護者との情報を共有する。
 - ・ 信頼できる人と連携して寄り添う体制をつくる。
 - ・ 状況によって外部専門家と連携する。
- いじめた児童への指導、その保護者への助言
- いじめの事実調査
- 集団への働きかけ
- いじめ解消の要件
 - ・ いじめに係る行為が止んでいること
 - ・ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
- ネット上のいじめへの対応

【 重大事態発生時の対処 】

- 発生を認知した場合、直ちに教育委員会への報告
- 学校による調査（教育委員会による指導・人的措置）
- 調査を行う組織「いじめ対策委員会」
- 調査結果の教育委員会への報告、及び、いじめを受けた児童・保護者への提供

《 いじめが発生した（いじめではないかと感じた）場合の対応 》



いじめられている子どもへの指導

(1) 指導上の留意点

- ①いじめの事実を把握する。
- ②不安を除去し、安全を確保する。
- ③訴えること、相談することの重要性を伝える。
- ④苦しみを受容する。
- ⑤活動の機会をつくり、自信回復への積極的支援を行う。
- ⑥対人関係の回復を支援する。
- ⑦自己主張への積極的支援を図る。

(2) いじめられている子どもに寄り添う指導

- ①いじめられている子どもに責任を求めるのは、いじめ行為を認めることと同じである。
- ②いじめ行為を止めさせることが先決である。

<保護者への対応と連携>

【保護者から学校へ通報・訴えがあった場合】

- ①通報・訴えをする保護者の気持ちを理解する。
- ②誠実に対応する。

【学校から第一報を伝える場合】

- ①誠意が伝わる連絡をする。
- ②緊急の対応策について説明し、意見を聞く。

【その後の対応】

- ①約束事を守る。
- ②面談や家庭訪問を継続する。
- ③学校と家庭が情報交換を密にする。

いじめている子どもへの指導

(1) 指導上の留意点

- ①いじめの事実を把握する。
- ②カウンセリング・マインド
- ③いじめは絶対に許さない厳しい姿勢
- ④いじめ行為の悪をわからせる。
- ⑤人権と生命の尊さをわからせる。
- ⑥健全な人間関係を育成できるよう支援する。
- ⑦教師との信頼関係をつくりあげる。
- ⑧指導を継続し、徹底させる。

(2) いじめられている子どもの気持ちをわからせる指導

- ①ロールプレイング（役割演技）の活用
- ②ロールレタリング（役割交換書簡法）の活用

<保護者への対応と連携>

【いじめの事実を保護者に連絡する場合】

- ①家庭訪問して事実関係を確認する。
- ②いじめられている子どもの状況を知らせる。
- ③必要以上に原因に追及しない。
- ④子どもとのかかわり方について助言する。
- ⑤今後の学校の指導方針や対応について理解してもらおう。

【対応するときの留意点】

- ①保護者の気持ちを理解する。
- ②誠意ある態度で臨む。

観衆（心理的同調者）の子どもへの指導

- ①いじめへの同調はいじめ行為であることをわからせる。
- ②いじめを受けている子どもの気持ちを理解させる。
- ③ストレスの除去に努める。

傍観者（無関心者）の子どもへの指導

- ①いじめは自分にとって無関係ではないことをわからせる。
- ②いじめを止めさせることはできなくても、せめて知らせる勇気を持たせる。
- ③傍観は加担と同じであることに気づかせる。

学級全体への指導

- ①話し合いなどを通じていじめを考える。
- ②心の教育の充実を図る。
- ③見て見ぬふりをしない。
- ④自らの意志による行動をとれるようにする。
- ⑤好ましい人間関係をつくる。
- ⑥教師の姿勢を示す。
- ⑦学級の連帯感を育てる。
- ⑧正義を行き渡らせる風土を培う。

《 いじめ問題への取組についてのチェックポイント 》

指導体制	(1)	○いじめ問題について、特定の教員が抱え込むことなく、その重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制のもと実践に当たっている。
	(2)	○「いじめ対策ハンドブック」等を活用した研修を実施するなど、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図っている。
	(3)	○いじめについて訴えがあったときは、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制が確立している。
	(4)	○いじめ問題の状況によっては、適宜、教育委員会へ連絡・相談し、協力して対応している。
未然防止	(5)	○お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等の充実に努めている。特に「いじめは絶対に許されない行為」との認識を持ち、いじめる側が悪いという、明快な一事を毅然とした態度で指導している。
	(6)	○いじめのない学級づくりに向け、人権教育の充実に努めるとともに、全ての教育活動を通して、自己肯定感や社会性を培う取組や、共感的人間関係を育成する指導・支援を継続している。
	(7)	○「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を毎年確実に実践している。
	(8)	○児童会、生徒会活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、児童生徒が自主的に取り組む活動を行っている。
	(9)	○教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている。
早期発見・早期解消	(10)	○児童生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談を行うなど、きめ細かな把握に努めている。
	(11)	○校内に児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談の体制が整備されている。また、配慮を要する児童生徒には、不安や悩みの解消に向け、適切に働きかけている。
	(12)	○教育相談機能の充実に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど学校内外の専門家を活用している。
	(13)	○いじめ対策委員会を設置し、それぞれの問題を的確に検討することにより、いじめの未然防止及び早期発見・早期解消に努めている。
	(14)	○いじめられている児童生徒に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っている。
	(15)	○いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導(出席停止も含む)のほか、警察等との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしている。
	(16)	○いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っている。
家庭地域関係機関との連携	(17)	○年度始め等に、いじめ問題に対する学校の指導方針や保護者の責任等を明らかにし、保護者や地域の理解を得るよう努めている。
	(18)	○いじめが起きた場合、学校のみで解決することに固執することなく、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たるとともに、必要に応じて児童相談所、警察等の関係機関と連携協力を図っている。
	(19)	○学校以外の相談窓口について、周知や広報を行っている。
	(20)	○PTAや地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を進めている。